



島根県報

令和6年3月22日（金）

号外第27号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部（情報システム推進課） 2
を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

島根県漁港管理条例及び漁港管理会設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理（別表関係）

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第3号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の項中

「

第15条第1項	入出港の届出
第15条第2項	入出港の状況報告

を

」

「

第15条	入出港の届出
------	--------

に改める。

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。